

<p>付加できる 特約事項</p>	<p>(1) 個人は、自由型の積立定期預金を積立総合口座にセットできます。</p> <p>(2) 平成11年1月4日以降に、新規で作成した積立総合口座では、積立定期預金を担保とする自動融資（当座貸越）が利用できます。</p> <p>(3) 積立総合口座利用による当座貸越限度額は、受入定期預金および積立定期預金の合計額の90%または500万円のいずれか低い金額となります。 この場合の貸越利率は、当該定期預金約定利率に年0.5%を上乗せとします。</p> <p>(4) 貸越金利息は普通預金利息決算日と同様に計算のうえ、普通預金から決済するか、または貸越元金に組入れするものとします。</p> <p>(5) 各種料金等の自動支払いについても、当座貸越限度範囲内でお支払ができます。</p>
<p>中途解約時の 取扱い</p>	<p>預入金額毎に預入日（継続日）から満期日までの期間に応じて、新型期日指定定期預金、またはスーパー定期預金の期限前利率で利息計算します。</p>
<p>利率情報の 入手方法</p>	<p>利率は店頭のインフォメーションボードに表示しています。 詳しくは、窓口までお問い合わせください。</p>
<p>利子に対する 課税</p>	<p>(1) 個人は、20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</p> <p>(2) 適格のかたは、マル優の取り扱いができます。</p>
<p>その他参考 となる事項</p>	<p>(1) 預金口座振替により積立てができます。</p> <p>(2) A T Mでの預入ができます。</p> <p>(3) 総合口座取引は1店舗1口座に限定します。</p> <p>(4) 当該商品は預金保険の対象となります。</p>